

令和8年3月27日
山口県報号外第21号
監査公表第1号別冊

令和7年度
定期監査結果報告書

令和8年3月
山口県監査委員

目 次

I	令和7年度定期監査（財務監査・行政監査）について	
1	定期監査（財務監査・行政監査）の概要	1
(1)	監査の実施方法	1
(2)	監査の実施状況	1
2	定期監査(財務監査)の結果	1
3	報告・公表事項	3
(1)	総務部	3
(2)	健康福祉部	3
(3)	産業労働部	7
(4)	観光スポーツ文化部	8
(5)	農林水産部	8
(6)	土木建築部	10
(7)	教育庁	12
(8)	警察本部	13
(参考)	報告・公表事項以外の主な改善留意事項	14
(参考)	助言等の主な内容	14
II	重点監査事項について	
1	3Eの監査の実施	15
(1)	趣旨	15
(2)	実施方法	15
2	3Eの監査の結果	16
(1)	監査の結果	16
(2)	課題及び今後の対応	16
3	内部統制実施状況の確認	18
(1)	趣旨	18
(2)	実施方法	18
4	内部統制実施状況の確認の結果	19
(1)	各機関の内部統制への取組におけるリスク発生の蓋然性評価・ランク判定	19
(2)	監査の結果から見た内部統制の現状等	21
III	意見及び今後の措置	
1	意見	23
(1)	事業展開にあたっての経済性・効率性・有効性の重視について	23
(2)	内部統制を有効に機能させるための取組について	23
(3)	物品等廃棄に係る適正な取扱いについて	24
2	今後の措置	24
	別紙	
	令和7年度定期監査対象機関名	25
1	実地監査	25
2	書面監査	28

定期監査の結果に関する報告

I 令和7年度定期監査（財務監査・行政監査）について

1 定期監査（財務監査・行政監査）の概要

定期監査は、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、山口県監査委員監査基準に準拠し、財務監査として、令和6年度予算に係る財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げられるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかどうかを主眼として実施した。

また、「3Eの監査」、「内部統制の実施状況」を定期監査の重点監査事項に設定し、併せてこれらを行政監査のテーマとして、財務監査と一体的に実施した。

監査の実施方法及び実施状況は、次のとおりである。

(1) 監査の実施方法

ア 実地監査

監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査対象機関（山口県会計規則第2条第5号に規定する課及び同条第6号に規定する庁並びに企業局）に対し、監査資料を基に、当該機関の職員からヒアリング等を実施

イ 書面監査

監査委員事務局職員による補助監査後、監査委員が監査資料を基に実施

(2) 監査の実施状況

令和7年度における定期監査は、表1のとおり、221機関（本庁76、出先145）に対し実施した。なお、監査対象機関ごとの監査実施日は別紙のとおりである。

【表1】

区 分	実施機関総数		
	実地監査	書面監査	計
課(本庁)	45	31	76
庁(出先機関)	81	64	145
計	126	95	221

2 定期監査（財務監査）の結果

表2のとおり、定期監査の結果、改善留意を要する事項の件数は、131機関、449件となり、令和6年度の522件と比べ73件減少した。これは主に、公文書開示に係る交付手数料の調定において歳入科目を誤ったものや、公有財産の台帳価額を誤って算定しているものが減少したことによるものである。

また、改善留意を要するもののうち、不適正の割合が大きく、報告・公表すべきと認めたものは47機関、83件あり、項目別の件数は、表3のとおりとなった。

なお、定期監査結果で把握した誤りやすい事務処理については、必要に応じて当該事務処理に関する庁内の指導等を担う所管課に対し、防止策や効果的な周知方法の検討など改善に向けた対応を要請しており、こうした取組が改善留意を要する事項の件数が減少した要因の一つとなっている。

加えて令和7年度の定期監査からは、これまでの正確性や合规性に関する改善留意事項に併せ、新たに、経済性・効率性・有効性に関する助言や内部統制上留意が必要な事項等を「助言等」として示し、改善を促すなど、監査の指導的機能の一層の発揮を図ったところである。

引き続き、全庁的な事務処理の向上が図られるよう、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。

【表2】 (単位：機関、件)

区 分		令和7年度	令和6年度	増 減
実 施 機 関 数		221	221	0
改善留意を要する機関数		131	153	△22
うち報告・公表機関数		47	50	△3
改善留意を要する件数		449	522	△73
うち報告・公表件数		83	88	△5
内 訳	給 与	2	3	△1
	収 入	62	60	2
	支 出	11	17	△6
	契 約	3	6	△3
	財 産	1	0	1
	物 品	4	1	3
	その他	0	1	△1

【表3】 報告・公表事項83件の項目別内容

項 目	内 容	件 数
給 与	・ 諸手当等の認定又は支給に誤りがあったもの	2
収 入	・ 収入未済があるもの	57
	・ その他、収入の事務処理が不適正なもの	5
支 出	・ 支出金額を誤っていたもの	4
	・ 歳出の会計年度を誤っていたもの	1
	・ 支出科目（節）を誤っていたもの	4
	・ その他、支出の事務処理が不適正なもの	2
契 約	・ 契約書（請書を含む）を作成していないもの	2
	・ 随意契約の理由が不適当なもの	1
財 産	・ 財産を無許可で使用させていたもの	1
物 品	・ 物品管理システムに備品等の入力をしていないもの	4
合 計		83

(注) 報告・公表事項を除く主な改善留意事項と助言等の内容は、14頁（参考）のとおり。

3 報告・公表事項

(1) 総務部

① 財政課

・物品管理システムに借入品の入力をしていないものがあつた。

品名・数量	契約金額	取得年月日
予算編成システム用機器 一式	1,040,886 円/月	令和6年6月1日

② 岩国県税事務所

・令和5年度の資金前渡の精算を令和6年度に行っているものがあつた。

内 容	資金前渡残金
庁中常用雑費	10,000 円

③ 消防学校

・テキスト代等を二重に支出したため、過渡しとなった金額を戻入しているものがあつた。

内 容	誤払額	誤払者数
消防大学校入校に係る経費	109,000 円	1 者

(2) 健康福祉部

① 厚政課

・次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	過年度分	1,559,440 円	2 者
介護福祉士修学資金等返納金	過年度分	3,229,767 円	9 者

② 医療政策課

・次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
看護師等修学資金貸付金	現年度分	4,026,000 円	18 者
	過年度分	10,433,500 円	29 者

③ 長寿社会課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
高齢者住宅整備資金貸付金	過年度分	95,580,480 円	51 者

④ 障害者支援課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
在宅心身障害児(者)対策費 (負担金)	過年度分	39,296,860 円	268 者
障害者住宅整備資金 (貸付金元利収入)	過年度分	26,153,315 円	21 者
心身障害者扶養共済事業(雑入)	過年度分	340,000 円	3 者

⑤ こども家庭課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童扶養手当返納金	過年度分	926,740 円	3 者
児童養護施設等措置費(県外受入 分)等	現年度分	5,062,272 円	2 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	147,743,780 円	262 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	14,076,292 円	194 者

⑥ 岩国健康福祉センター

・次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	19,050,282 円	59 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	現年度分	183,900 円	6 者
	過年度分	1,429,599 円	31 者

⑦ 柳井健康福祉センター

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
生活保護費返還金	現年度分	2,640,754 円	15 者
	過年度分	21,594,477 円	71 者

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	3,627,989 円	9 者
母子父子寡婦福祉資金違約金等	過年度分	233,584 円	2 者

⑧ 周南健康福祉センター

・次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	50,455,221 円	86 者
母子父子寡婦福祉資金違約金	過年度分	840,910 円	11 者

⑨ 山口健康福祉センター

・次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	12,820,635 円	36 者

⑩ 宇部健康福祉センター

・次のとおり収入未済があった。

(母子父子寡婦福祉資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
母子父子寡婦福祉資金貸付金	過年度分	26,923,689 円	69 者
母子父子寡婦福祉資金返納金	過年度分	510,000 円	4 者

・助成金の交付額を誤っているものがあった。

内 容	未交付額	未交付対象件数
しあわせ運ぶ妊活応援事業	105,798 円	9 件

⑪ 長門健康福祉センター

・物品廃棄契約において、契約書を作成していないものがあつた。

品名・数量	契約金額	契約年月日
生物発光法細菌汚染装置 1台 外 23件	16,500円	不明

⑫ 萩看護学校

・収入証紙に消印を押していないものがあつた。

内容	件数	金額
入学試験料	32件	105,600円

⑬ 福祉総合相談支援センター

・次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,019,510円	15者
	過年度分	9,881,784円	45者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	2,392,380円	14者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	535,800円	2者

⑭ 岩国児童相談所

・次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	992,610円	12者
	過年度分	10,310,874円	30者
児童自立支援施設運営費負担金	過年度分	656,800円	2者

⑮ 周南児童相談所

・次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	3,205,570円	32者
	過年度分	20,530,800円	57者
児童自立支援施設運営費負担金	過年度分	224,400円	1者
児童心理治療施設運営費負担金	過年度分	2,307,020円	5者
障害児施設等措置費負担金	現年度分	348,660円	2者
	過年度分	192,260円	3者

⑩ 宇部児童相談所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,297,320 円	16 者
	過年度分	5,108,601 円	36 者
児童心理治療施設運営費負担金	現年度分	856,200 円	4 者
	過年度分	1,135,850 円	6 者

⑪ 下関児童相談所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	1,245,270 円	12 者
	過年度分	5,515,090 円	18 者
障害児施設等措置費負担金	過年度分	1,739,000 円	1 者

⑫ 萩児童相談所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
児童養護施設等措置費負担金	現年度分	810,900 円	6 者
	過年度分	1,503,710 円	9 者

(3) 産業労働部

① 経営金融課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
中小企業振興育成費 (中小企業従業員住宅家賃)	過年度分	15,321,672 円	1 者

(中小企業近代化資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
中小企業設備近代化資金貸付金	過年度分	61,547,884 円	24 者
中小企業高度化資金貸付金	過年度分	4,148,257,323 円	6 者
中小企業高度化資金違約金等	過年度分	80,013,031 円	2 者

(4) 観光スポーツ文化部

① 萩美術館・浦上記念館

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
行政財産使用料	過年度分	485,125 円	1 者

(5) 農林水産部

① ぶちうまやまぐち推進課

・次のとおり収入未済があった。

(林業・木材産業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
林業・木材産業改善資金貸付金	過年度分	11,511,000 円	4 者

(沿岸漁業改善資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
沿岸漁業改善資金貸付金	過年度分	3,697,000 円	3 者

(就農支援資金特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
農業改良資金貸付金	過年度分	15,491,000 円	3 者

② 農村整備課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	166,425 円	1 者

③ 水産振興課

・収入証紙に消印を押していないものがあった。

内 容	件 数	金 額
漁業許可申請	69 件	200,100 円

④ 柳井農林水産事務所

・業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあつた。

業務名	金 額
産業廃棄物処分委託業務（大島分室）	11,000 円
産業廃棄物処分委託業務	49,500 円

⑤ 山口農林水産事務所

・業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあつた。

業務名	金 額
産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	44,330 円
	44,330 円

⑥ 農林総合技術センター

・修理代の支払において、相手方を誤って支出したため、戻入しているものがあつた。

内 容	金 額
車検整備一式	106,010 円

・クラウド使用料の支払において、役務費で支出すべきところを、使用料及び賃借料で支出しているものがあつた。

内 容	金 額
和牛肉肉質超音波画像分析装置クラウド使用料	435,600 円／年

・業務委託契約において、単独随意契約によることとした理由が不適當なものがあつた。

業務名	契約金額	予定価格	契約年月日
農林総合技術センター体育館 バスケットゴール撤去業務	363,000 円	363,000 円	令和7年3月10日

(6) 土木建築部

① 道路整備課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	6,980,188 円	1 者

・物品廃棄契約において、契約書を作成していないものがあった。

品名・数量	契約金額	契約年月日
裁断機 1台 モノクロレーザープリンタ 1台	10,450 円	不明

② 道路建設課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
橋等名板損害賠償金	過年度分	674,729 円	1 者

③ 住宅課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
県営住宅家賃	過年度分	226,172,554 円	860 者
県営住宅駐車場使用料	過年度分	7,671,006 円	577 者
県営住宅店舗敷地貸付料	現年度分	1,616,792 円	2 者
	過年度分	4,850,795 円	2 者
県営住宅火災損害賠償金	過年度分	17,150,775 円	3 者

④ 防府土木建築事務所

・工事請負費を二重に支出したため、過渡しとなった金額を戻入しているものがあった。

内 容	誤払額	誤払者数
令和6年度山口きらら博記念公園都市公園整備工事 第9工区に係る前払金	5,500,000 円	1 者

⑤ 宇部土木建築事務所

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
工事請負契約違約金	過年度分	618,674 円	2 者

⑥ 下関土木建築事務所

・業務委託に当たり、執行伺により決裁を行っていないものがあった。

業務名	金 額 (単価)
道路除雪業務委託 第 30 工区～第 38 工区	46,000 円/時間 外

⑦ 周南港湾管理事務所

・業務委託の支払において、委託料で支出すべきところを、役務費で支出しているものがあった。

業務名	金 額
産業廃棄物収集運搬及び処分業務	49,500 円

・物品代の支払において、備品購入費で支出すべきところを、一般需用費で支出しているものがあった。

品名・数量	金 額
デジタルカメラ 1 台	36,300 円

⑧ 宇部港湾管理事務所

・次のとおり収入未済があった。

(港湾整備事業特別会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
保管施設	過年度分	2,780,007 円	1 者
特殊使用料	過年度分	1,466,640 円	1 者

・土木工事代の支払において、会計年度を誤っているものがあった。

工事名	支払年月日	会計年度	金 額
令和5年度宇部港海岸メンテナンス (真締川) 工事 第1工区	令和6年2月16日	令和6年度	4,500,000 円

(7) 教育庁

① 教育政策課

・物品管理システムに借入品の入力をしていないものがあった。

品名・数量	契約金額	取得年月日
県立学校校務支援システム 一式	64,430,520 円/年	令和6年3月31日
分身ロボット「OriHime」 1台	594,000 円/年	令和6年4月1日

② 人権教育課

・次のとおり収入未済があった。

(一般会計)

歳入の名称	区分	金額	未納者数
高等学校等進学奨励費	現年度分	773,960 円	8 者
	過年度分	241,841,530 円	335 者
高等学校等進学奨励費戻入返納金	過年度分	1,211,000 円	13 者

③ 山口農業高等学校

・物品管理システムに備品の入力をしていないものがあった。

品名・数量	契約金額	取得年月日
バルククーラー 1台	1,859,000 円	令和7年2月14日

④ 厚狭高等学校

・住居手当の支給をしていなかったため、令和6年度に追給していたものがあった。

内容	追給額	追給対象者数
住居手当の認定を受けていた職員が令和4年度から令和5年度まで引き続き臨時的任用職員として任用されたが、人事給与システムへの入力を漏らしていたもの	628,800 円	1 者

⑤ 萩高等学校

・収入証紙に消印を押していないものがあった。

内容	件数	金額
高等学校学力検査	151 件	332,000 円

⑥ 下関南総合支援学校

- ・直接収納した現金を、即日払い込まないにもかかわらず、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあつた。

歳入の名称	収納年月日	払込年月日	金額
実習産物販売売上金	令和6年9月28日	令和6年9月30日	20,000円
			57,550円

⑦ 岩国総合支援学校

- ・住居手当の支給をしていなかったため、令和7年度に追給していたものがあつた。

内 容	追給額	追給対象者数
住居手当の認定を受けていた職員が令和6年度も引き続き臨時的任用職員として任用されたが、人事給与システムへの入力を漏らしていたもの	312,000円	1者

- ・直接収納した現金を、即日払い込まないにもかかわらず、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあつた。

歳入の名称	収納年月日	払込年月日	金額
実習産物販売売上金	令和6年11月16日	令和6年11月18日	175,080円

⑧ 防府総合支援学校

- ・物品管理システムに備品の入力をしていないものがあつた。

品名・数量	契約金額	取得年月日
液晶テレビ 2台	391,600円	令和7年3月24日

(8) 警察本部

① 会計課

- ・次のとおり収入未済があつた。

(一般会計)

歳入の名称	区 分	金 額	未納者数
放置違反金	過年度分	3,359,000円	220者
放置違反金延滞金	過年度分	676,000円	108者

② 長府警察署

- ・行政財産使用許可の手続きを行っていないものがあつた。

なお、不当利得返還として10年分の使用料を収納済みである。

種別	使用目的	使用開始時期
土地	電気通信設備設置(電柱)	不明

(参考) 報告・公表事項以外の主な改善留意事項

項目	内容
給与	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務手当、特殊勤務手当の支給を誤っているもの ・諸手当の認定簿の整理がされていなかったもの
収入	<ul style="list-style-type: none"> ・調定金額を誤っているもの ・歳入科目を誤っているもの
支出	<ul style="list-style-type: none"> ・支出負担行為の整理時期が遅延していたもの ・支出事務が遅延しているもの ・源泉徴収をしていなかったもの
契約	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約及び物品購入契約において、旧様式の契約書（請書）を使用していたため、契約不適合条項等が最新でないもの ・業務委託契約の情報について、県ウェブサイトにおける公表が行われていないもの ・任命された検査職員と異なる職員が検査を行っているもの
財産	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地の未登記があるもの ・公有財産について、資本的支出に該当する改良等の工事を行っているが、公有財産台帳に登録せず、異動報告をしていないもの ・公有財産の定期報告を誤っているもの
物品	<ul style="list-style-type: none"> ・備品番号を表示していないもの ・廃棄物品等を業者に引き渡す際に物品受領証を徴取していないもの
工事	<ul style="list-style-type: none"> ・工程表を期限内に提出させていないもの ・工事台帳に記載もれや記載誤りがあったもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・分任出納員及び会計員の任免手続きをおこなっていなかったもの ・代休日の指定について、代休日指定簿により行わなければならないにもかかわらず、週休日等の振替等命令簿により行っているもの

(参考) 助言等の主な内容

項目	内容
物品	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年間使用されていない車両について、必要性を判断の上、保管転換や売払い等を検討すること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度と同種の誤りを他の機関から指導されているため再発防止に取り組むこと ・私費会計の把握に取り組むこと

II 重点監査事項について

1 3Eの監査の実施

(1) 趣旨

内部統制制度に一定の定着が見られる中、令和6年10月以降、監査委員がアウトカム（注）指標による事業効果の把握を開始したというメッセージの発信及びアウトカム指標による事業効果の説明に関する動機付け意識の醸成を主眼とした3E（経済性・効率性・有効性）の監査を試行的に実施した。

事業効果の浸透の測定は、アウトカム指標で評価することが適当とされているが、アウトカム指標を設定することが困難な場合でも、その取組の内容に応じて、有効性を把握・評価・説明することが可能であることなど、前年度の試行により得られた知見を踏まえ、令和7年度は、アウトカム指標の確認や検証を通して、全庁における事業効果を一層意識した取組やその定着を後押しすることを主眼に、有効性を中心とした3Eの監査を本格化させた。

（注）事業実施により県民等にどのような利益・効果があったかを示す

(2) 実施方法

実地監査対象126機関に対し、事前に重点施策や主要事業、組織をあげた取組等から2事業程度について調査票の作成を求め、各機関が選定した228事業を対象に、定期監査に併せて聴取を行った。

3Eの監査については、その手法が確立されていない中ではあったが、各機関からは調査票への記載の工夫をはじめ、事業担当者による丁寧な説明などの協力が得られたことにより、概ね円滑に実施することができた。

部局別の事業数については表4のとおりである。

【表4】

部局名	事業数	部局名	事業数
総務部	12	土木建築部	24
総合企画部	12	会計管理局	2
環境生活部	10	各種委員会	5
健康福祉部	23	教育庁	88
産業労働部	8	警察本部	15
観光スポーツ文化部	5	企業局	2
農林水産部	22	計	228

2 3Eの監査の結果

(1) 監査の結果

調査票に記載された事業目的や取組内容、事業成果、3Eを踏まえた自己評価、課題等を踏まえ、事業効果の確認が的確に行われ、そうした意識が職員に浸透されているか、という点に留意して聴取を行い、事業の有効性を確認した。

自転車保険の加入やヘルメットの着用促進のため、リーフレットの記載内容や配布方法の工夫、教育機関との連携等により、加入率や着用率の大幅な向上を果たした事業や、新規漁業就業者の定着のため、独自の複数師匠制度、独立後の給付や研修等を実施し、研修修了後から5年間における定着率が全国平均を大きく上回る成果が得られた事業などで、指標等により事業効果が示され、有効性が確認できた。

一方で、表5のとおり、令和6年度当初予算で示された主要事業として、今年度の実地監査対象機関が所管する23事業の聴取を見込んでいたものの、13事業(56.5%)については他の事業が選定され、聴取ができなかった。また、表6のとおり、聴取を行った全228事業のうち108事業(47.4%)は個別事業における指標等の目標について記載がなく、補足説明も満足に得られなかったため、効果が十分に確認できなかった。これらはいずれも有効性の確認という点において監査委員の期待と相違するものであった。

【表5】主要事業の選定割合（本庁のみ）

	事業数	割合
主要事業を選定	10	43.5%
他の事業を選定	13	56.5%
計	23	

【表6】目標について記載がなく効果の確認が難しい事業の割合

	記載あり	記載なし(A)	Aの割合
本 庁	60	23	27.7%
出先機関	60	85	58.6%
計	120	108	47.4%

(2) 課題及び今後の対応

事業の選定にあたっては、本庁に属する機関については監査資料に記載された重点施策の中から所属として特に重要と判断される事業、出先機関等については本庁等の主要事業と関連する事業又は所属をあげて取り組んでいる事業とするよう求めていたが、表7のとおり、結果的に一般行政費の執行（修繕工事、物品購入等）における経済性や効率性を重視した取組など、有効性を中心とした事業効果の確認・検証にはなじまない取組（事業全体のうち28.5%）が散見されたところであり、監査対象機関に対する指示をよりの確に行う必要があったと認識している。

【表7】事業効果の確認・検証になじまない事業の割合

	適切	不適(B)	Bの割合
本 庁	60	23	27.7%
出先機関	103	42	29.0%
計	163	65	28.5%

注 Bには公共工事を含む

また、表8のとおり、64事業については数値によらない定性的な評価により説明がなされたが、なかには客観的な評価根拠が示されず、事業効果が発揮されているかの判断が困難なものも見受けられた。これらについては、事業の実効性を高め、県民がその効果を実感し、県政に対する理解を深めるためにも、可能なものについては、実態を捉える定量的な指標の設定を検討するとともに、定性的な評価に際してはアンケート等の客観的な評価根拠に基づく説明が行われるように求めていく必要がある。

【表8】定性的な評価により効果説明を行っている事業の割合

	定量的	定性的(C)	Cの割合
本 庁	75	8	9.6%
出先機関	89	56	38.6%
計	164	64	28.1%

こうした中、令和8年度当初予算において主要事業に係る個別の事業目標が示されたことから、次年度の監査では、これらの指標なども活用して有効性等の確認・検証を行い、事業内容のクオリティ向上に向け、各機関の取組が加速するよう促していくとともに、当初予算で示された主要事業をはじめとする事業効果の確認・検証が可能な事業の選定を徹底し、目標設定や実績及び評価についての聴取を確実に行うなど、監査の水準を高め、3Eの監査が一層有効に機能するよう取り組んでいく。

3 内部統制実施状況の確認

(1) 趣旨

内部統制の取組は、あらかじめ業務執行におけるリスクを認識した上で、適切な対応策を講じるとともに、その取組を評価し、改善を図ることによって、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくことを目的としている。

また、監査の軸足は、今年度から本格実施した3Eの監査に重点を置きつつあるが、そのためには各機関における内部統制の確立が大前提となる。

このため、監査委員は、監査基準に基づき、内部統制に依拠した監査を行うこととしており、毎年度、全庁的な内部統制の実施状況をモニタリングしている。

(2) 実施方法

令和7年度においても、全庁の内部統制の取組状況を統一的に整理、分析するため、次の方法により、リスク発生の蓋然性に応じた各機関のランク判定や取組状況の確認を行った。

なお、内部統制上のランク判定については、評価の分かりやすさ及び判断基準の明確化を図るため、従来の細分化した区分を見直し、令和7年度実施分から、表9のとおり簡素な区分へ整理した。これにより、評価結果の解釈にばらつきが生じにくくなり、監査結果の趣旨がより明確に伝わるとともに、各機関自らがランク判定を行うことが可能となるよう改善を図ったものである。

ア 各機関の内部統制への取組におけるリスク発生の蓋然性評価・ランク判定

[ステップ1] 内部統制上の機能発揮に不安を感じる要因を重点的に調査

[ステップ2] リスク発生の蓋然性によりA～Eの5段階にランク判定

イ 業務レベルのリスクに対する内部統制の取組状況の確認

各執行機関等がリスク評価シートに掲げている業務レベルのリスク項目（知事部局では52項目、教育庁では43項目など）及び過去に指摘の多かった項目（知事部局及び教育庁4項目など）ごとに、内部統制の整備状況と運用状況における不備の有無について、監査対象機関から徴取した調査表によりリスクへの取組状況を確認

【表9】内部統制上のランクの判定

判定Ⅰ 業務レベルの リスク (リスク評価 シート)	判定Ⅱ 財務会計 の不備 (定期監査)	判定Ⅲ 機能発揮に不安を感じた要因	旧 ランク	新 ランク	内部統制上の 機関類型
整備・運用 状況 不備なし	指摘指導事項なし	不安を感じる要因がない、若しくは、あるとしても監査実施会計年度において不備発生が低い機関 指摘指導事項なし	A a	→	A 良好な事務執行がなされている機関
	Aに該当しない場合で、指摘3件以下かつ指摘と指導の計5件以下	指摘指導事項あり 不安を感じる要因があることから、監査実施会計年度において、不備発生がAよりも高く、注意喚起が必要な機関	B b		B リスク発生懸念は大きくないものの財務会計上の不備が散見される機関
	A、Bに該当しない場合	業務レベルのリスクの発生が一時的（概ね1年以内に懸念は解消される見込み）に懸念されることから、一定の予防、再発防止策が必要な機関	C	→	C 一時的な可能性として業務レベルのリスク発生が懸念される機関
軽度な不備が発生	—	特殊な事情※に基づき不備が発生した機関 ※事情としては不安を感じる要因④及び⑤並びに想定外の事故や職員が途中で欠けるなど 特殊な事情はない※が、財務会計上の不備の多発等からリスク発生につながる懸念がある機関 ※事情としては不安を感じる要因①～③など	a b	→	D 継続的に業務レベルのリスク発生が懸念される機関
		不安を感じる要因はCランクと重なるが、業務レベルのリスクの発生懸念が継続的であり、体制整備の見直しが必要な機関…不安を感じる要因④～⑥や一人事務職場、事務量が膨大など 一時的な要因の場合は1ランク上へ	D		
重大な不備が発生	—	—	E	→	E 業務レベルの重大な不備が発生した機関

注 判定Ⅰ・Ⅱにおいて、「収入未済」は必ずしも不適正な処理が原因で発生しているものではないため、リスク・不備から除いている。

4 内部統制実施状況の確認の結果

(1) 各機関の内部統制への取組におけるリスク発生の蓋然性評価・ランク判定

内部統制上の機能発揮に不安を感じる要因については、表10のとおり8つに分類した。最も多い要因は、⑧「その他（内部統制不適切事案該当等）」が59機関、次いで⑦「前年度と同種の指摘指導事項あり」が50機関で前年度と同水準で推移している。

【表 10】 内部統制上の機能発揮に不安を感じる要因（1 機関で複数該当あり）

内部統制(財務事務)上の機能発揮に不安を感じる要因		該当機関数	
		R6	R7
①	所属長による関与がほとんど見られない	0	0
②	所属長以外の役付け職員等によるチェックがなされていない	4	1
③	財務担当者が1名のみであるなど、特定職員に事務集中	3	0
④	欠員状況が解消されないなど、業務負担の増	1	0
⑤	人事異動で財務事務の決裁ライン職員が一斉(2/3以上)異動	20	2
⑥	大規模所属等で各部門が分散し、相互の意思疎通が十分でない	3	1
⑦	前年度と同種の指摘指導事項あり	47	50
⑧	その他（内部統制不適切事案該当等）	54	59
計		132	113

また、内部統制上のランク判定については、表 11 のとおり、最も多いランクは「A」が 80 機関、次いで「C」が 75 機関、「B」が 64 機関、「D」が 2 機関で、「E」は該当がなかった。前年度の内部統制上のランクと比較したところ、良好な評価である「A」が前年度に比べて 4.5 ポイント増加し、36.2%を占めているものの、一時的な可能性として業務レベルのリスク発生が懸念される「C」も 6.3 ポイント増加し、33.9%となった。

評価区分別の機関数を見ると、前年度と比べ「B」が 20 機関減少し、「C」は 14 機関増加した。さらに詳しく見ると、指摘指導事項がないにもかかわらず、業務レベルのリスク発生に伴い「C」となった機関は 14 機関にのぼり、前年度から 10 機関増加している。

【表 11】 前年度の内部統制上のランクとの比較

評価区分	R 6 総合評価		R 7 総合評価		対前年度比	
	機関数	構成比	機関数	構成比	機関数	構成比
A	70	31.7%	80	36.2%	10	4.5%
B	84	38.0%	64	29.0%	△20	△9.0%
C	61	27.6%	75	33.9%	14	6.3%
うち指摘指導事項なし	4	1.8%	14	6.3%	10	4.5%
D, E	6	2.7%	2	0.9%	△4	△1.8%
計	221		221			

注 前年度の評価区分は、比較のため、それぞれ「Aa」→「A」、「Ab, B」→「B」、「Ca, Cb」→「C」と読み替えた。なお、「D」及び「E」は区分の変更はない。

評価の推移については、表 12 のとおり、評価が「改善」した機関は 29.0%を占めており、このうち「A」に改善したのは 42 機関であった。また、評価を「維持」し

た機関は28.5%で、このうち38機関は「A」を維持している。

一方、前年度より評価が「低下」した機関は25.8%となった。このうち「C」に低下したものは36機関あり、その中の25機関は業務レベルのリスクで軽度な不備が発生している。

さらに、評価の推移区分ごとに、前年度の推移区分との関係を精査したところ、今年度において評価が「改善」した機関のうち、前年度の評価の推移区分が「改善」または「維持」であった機関が約4割を占めている。また、今年度において評価を「維持」した機関のうち、前年度の評価の推移区分が「改善」または「維持」であった機関は9割を超えている。

【表12】 評価の推移

評価の推移区分		機関数	構成比	備考
改 善	前年度に比べ評価区分が向上	64	29.0%	うち42機関は「A」に改善
維 持	前年度と同様(評価区分が「A」または「B」)	63	28.5%	うち38機関は「A」を維持
改善なし	前年度と同様(評価区分が「C」または「D」、「E」)	37	16.7%	—
低 下	前年度に比べ評価が低下	57	25.8%	うち36機関は「C」に低下(「D」「E」への低下はない)
計		221		

注 前年度の評価区分は、表11と同様に読み替えた。

(2) 監査の結果から見た内部統制の現状等

ア 現状

表11のとおり、指摘指導事項及び内部統制上の不備が認められない「A」が前年度に比べ増加している。また、表12のとおり、前年度に引き続き良好な評価を維持している機関が多く見受けられたことから、内部統制の運用が一過性のものではなく、継続的に実施され、一定程度定着している状況がうかがえる。しかしながら、その一方で、業務レベルのリスクの発生が一時的に懸念される「C」も増加している。

さらに、内部統制上の機能発揮に不安を感じる要因としては、⑦「前年度と同種の指摘指導事項あり」や、⑧「その他(内部統制不適切事案該当等)」が依然として多く見受けられた。特に、「C」「D」となった機関のうち、その多くが⑧に該当していることが確認できた。これらのことから、業務レベルのリスクの発生状況と「C」の増加との間には関連性が認められる。

なお、表13のとおり、知事部局における業務レベルのリスクのうち、発生頻度が

高い項目は、支出事務の処理に関連するもの（①②⑤）が多く、一部の機関においては、支出事務の処理に関する不適切事案等が、業務レベルのリスクに掲げられていることを認識しておらず、報告が行われていない例があった。

【表13】業務レベルのリスク発生頻度が高い項目（知事部局）

項目	機関数	〔参考〕 教育庁	〔参考〕 警察本部
① 物品購入代金等の支払遅延	12	(0)	0
② 契約額や請求額等と異なる金額の支払いや二重払い	8	(2)	0
③ 使用料・手数料等を過大（少）に徴収	6	(0)	4
④ 個人情報漏洩・紛失	6	1	0
⑤ 支払額の算定を誤り、過大（少）に支払う	4	(3)	(0)

注1 「収入未済のあるもの」については、必ずしも不適正な処理が原因で発生しているものではないため、本表では除いている。

注2 表中()を付した機関数の項目は、執行機関において業務レベルのリスクに掲げられていない事項。

イ 内部統制導入後の状況を踏まえた課題及び今後の対応

内部統制は継続的な運用が図られている状況にあるが、評価の低下が見られる機関もあることから、監査結果の評価が一様に変動しているのではなく、内部統制及び業務管理の成熟度に応じて、評価が高い機関と低い機関の間で二極化が進んでいる傾向が見受けられる。特に、指摘指導事項が認められない場合であっても、業務レベルのリスクが顕在化した機関については評価に反映されており、内部統制の運用面が評価に与える影響が大きいことが示されている。

しかしながら、一部の執行機関においては、実務上発生頻度の高い不適切事案を業務レベルのリスクとして識別できていない例があった。

今後は、内部統制制度が形骸化することを防ぎ、実効性の維持・向上を図るためにも、各執行機関において、日常業務における運用状況の定期的な確認及び必要な改善を行うことが重要である。

また、引き続き「内部統制の実施状況」の監査に取り組むこととしているが、今回実施したランク区分の見直しを踏まえ、各機関自らがランクの判定を行い、その判定を監査結果のランクと比較するなどの手法を導入することによって、意識向上に繋げていくことが可能と考える。

今後、3 Eの監査に重点をシフトしていくうえで、内部統制を安定的に運用し、確立していくことが不可欠であることから、内部統制が各機関の業務において有効に機能するよう、その運用状況に着目しつつ、引き続き効果的な監査の実施に努めていく。

Ⅲ 意見及び今後の措置

1 意見

令和7年度の定期監査結果を踏まえ、経済性、効率性及び有効性の観点から、組織及び運営の合理化に資するため、事務事業の改善、見直しが必要なものや、全庁的に注意を喚起すべきものについて、以下のとおり意見を付す。

(1) 事業展開にあたっての経済性・効率性・有効性の重視について

事業内容のクオリティ向上に向け本格化させた3Eの監査では、指標により事業効果の説明が得られ、有効性が確認できた事業があった一方で、事業単体での目標設定や効果の把握が不十分な事業、事業効果に関する説明が納得感に欠ける事業など、事業効果を意識した取組やその定着という面では未成熟なものが見受けられた。

事業効果を意識した取組は、事業の実効性を高め、県民の実感に繋がるものであることから、各機関においては、個々の事業展開にあたり、こうした意識の下、経済性・効率性・有効性を重視した目標の設定や、その事業効果に対する的確な評価に取り組まれない。

また、施策の効果を県民に実感してもらうためには、事業単位での精度の高い目標設定や効果の把握・分析等に加え、それらを分かりやすく伝える効果的な説明が重要であることから、県民に分かりやすく伝え、実感してもらう説明力の一層の向上に努められたい。

(2) 内部統制を有効に機能させるための取組について

良好な事務執行がなされている機関が増加した一方で、内部統制上の機能発揮に不安を感じるなど、業務レベルのリスクの発生が一時的に懸念される機関も増加しているなど、内部統制及び業務管理の成熟度に応じた評価の二極化が進んでいる傾向が見受けられた。なかには、発生した事案が業務レベルのリスクに掲げられていることを認識しておらず、事案の報告が行われていない機関が見受けられるなど、限定的ではあるが、制度に対する意識の低下や内部統制制度の形骸化が懸念される。内部統制を有効に機能させ、実効性の維持・向上を図るためにも、各機関自らが内部統制ランクを活用し、セルフチェックを行うなど、内部統制に対する意識向上に向けた取組を検討されたい。

また、一部の執行機関においては、実務上発生頻度の高い不適切な事案（支払遅延、支出額の誤りなど）がリスクとして識別されておらず、定めたりスク内容や対応策についても、重複している項目が散見された。内部統制のねらいは、組織目標の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別・評価し、対応策を講じることで、事務のより適正な執行を確保することにあることから、リスクを適切に識別し、実効性のある対応策を定めて取り組まれない。

なお、近年、私費会計における不適切な事案の発生が全国的に多く見られたことから、令和7年度の定期監査では、実地監査を実施した県立学校に対し、私費会計の把握に取り組むよう助言を行ったところである。私費会計の中には、クラス費や部活動費などの

ように限定的な範囲で取り扱われる会計もあるため、学校現場における実態を把握し、内部統制の実効性を高める運用に取り組まれない。

(3) 物品等廃棄に係る適正な取扱いについて

物品等の廃棄において、産業廃棄物の収集運搬及び処分の委託にあたり書面契約がされていない事例や支出科目を誤っている事例が散見された。産業廃棄物の処理は、排出する側（排出事業者）が自らの責任で行う義務があり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく取扱い（外部委託における書面契約、マニフェストの交付・保管等）が必要であるが、一般廃棄物と誤認したことによる誤りが多く見られたことから、適正な契約や支出が行われるよう、契約事務に関する指導を強化されたい。

2 今後の措置

改善留意を要するものについては、関係機関に文書で通知し、講じた措置の状況について報告を求めるとともに、今後の定期監査等において改善の状況を確認する。

また、「Ⅰ－3 報告・公表事項」及び「Ⅲ－1 意見」に係る措置状況については、令和8年度に公表するものとする。

令和7年度定期監査対象機関名

1 実地監査

名 称		実施年月日
部 局	課・庁	
総 務 部	人 事 課	令和7年8月4日
	給 与 厚 生 課	令和7年9月9日
	管 財 課	令和7年10月9日
	税 務 課	令和7年8月26日
	財 政 課	令和7年8月26日
	秘 書 課	令和7年10月8日
	柳 井 県 税 事 務 所	令和8年1月8日
	周 南 県 税 事 務 所	令和7年12月17日
	山 口 県 税 事 務 所	令和8年1月9日
総 合 企 画 部	政 策 企 画 課	令和7年8月25日
	広 報 広 聴 課	令和7年9月12日
	市 町 課	令和7年10月21日
	柳 井 県 民 局	令和8年1月8日
	周 南 県 民 局	令和7年12月17日
	山 口 県 民 局	令和8年1月9日
環 境 生 活 部	県 民 生 活 課	令和7年10月10日
	男 女 共 同 参 画 課	令和7年10月24日
	廃棄物・リサイクル対策課	令和7年10月9日
	男女共同参画相談センター	令和8年1月9日
健 康 福 祉 部	厚 政 課	令和7年8月25日
	薬 務 課	令和7年10月24日
	長 寿 社 会 課	令和7年10月8日
	こ ども 政 策 課	令和7年10月21日
	こ ども 家 庭 課	令和7年10月16日
	岩国健康福祉センター	令和8年1月23日
	柳井健康福祉センター	令和8年1月8日
	萩 看 護 学 校	令和8年1月23日
	岩 国 児 童 相 談 所	令和7年12月19日
	宇 部 児 童 相 談 所	令和8年1月23日
	萩 児 童 相 談 所	令和8年1月23日

	育 成 学 校	令和 8 年 1 月 23 日
産 業 労 働 部	産 業 政 策 課	令和 7 年 10 月 8 日
	経 営 金 融 課	令和 7 年 9 月 10 日
	大 阪 事 務 所	令和 7 年 8 月 1 日
	計 量 検 定 所	令和 7 年 8 月 6 日
観 光 スポ ー ツ 文 化 部	観 光 政 策 課	令和 7 年 10 月 15 日
	交 通 政 策 課	令和 7 年 10 月 23 日
	萩 美 術 館 ・ 浦 上 記 念 館	令和 8 年 1 月 14 日
農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 課	令和 7 年 9 月 1 日
	農 村 整 備 課	令和 7 年 10 月 9 日
	水 産 振 興 課	令和 7 年 10 月 16 日
	漁 港 漁 場 整 備 課	令和 7 年 11 月 4 日
	岩 国 農 林 水 産 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	柳 井 農 林 水 産 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	周 南 農 林 水 産 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	山 口 農 林 水 産 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	下 関 水 産 振 興 局	令和 8 年 1 月 23 日
	農 林 総 合 技 術 セ ン タ ー	令和 8 年 1 月 23 日
	水 産 研 究 セ ン タ ー	令和 7 年 7 月 31 日
土 木 建 築 部	監 理 課	令和 7 年 8 月 18 日
	技 術 管 理 課	令和 7 年 8 月 18 日
	道 路 建 設 課	令和 7 年 10 月 24 日
	都 市 計 画 課	令和 7 年 10 月 15 日
	河 川 課	令和 7 年 9 月 9 日
	港 湾 課	令和 7 年 9 月 1 日
	柳 井 土 木 建 築 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	防 府 土 木 建 築 事 務 所	令和 7 年 12 月 25 日
	下 関 土 木 建 築 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	岩 国 港 湾 管 理 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
	周 南 港 湾 管 理 事 務 所	令和 8 年 1 月 23 日
山 口 宇 部 空 港 事 務 所	令和 7 年 7 月 15 日	
会 計 管 理 局	会 計 課	令和 7 年 9 月 12 日
	物 品 管 理 課	令和 7 年 9 月 8 日
議 会 事 務 局		令和 7 年 9 月 8 日
監 査 委 員 事 務 局		令和 7 年 11 月 4 日
労 働 委 員 会 事 務 局		令和 7 年 9 月 10 日

教 育 庁	教 育 政 策 課	令和 7 年 8 月 22 日
	教 職 員 課	令和 7 年 8 月 29 日
	義 務 教 育 課	令和 7 年 10 月 23 日
	高 校 教 育 課	令和 7 年 10 月 23 日
	地 域 連 携 教 育 推 進 課	令和 7 年 10 月 21 日
	人 権 教 育 課	令和 7 年 10 月 16 日
	学 校 安 全 ・ 体 育 課	令和 7 年 10 月 10 日
	乳幼児の育ちと学び支援センター	令和 7 年 8 月 22 日
	やまぐち総合教育支援センター	令和 7 年 8 月 29 日
	周 防 大 島 高 等 学 校	令和 7 年 12 月 23 日
	岩 国 総 合 高 等 学 校	令和 7 年 10 月 20 日
	岩 国 商 業 高 等 学 校	令和 7 年 10 月 20 日
	岩 国 工 業 高 等 学 校	令和 8 年 1 月 23 日
	柳 井 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 2 日
	柳 井 商 工 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 2 日
	熊 毛 南 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 2 日
	光 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 23 日
	下 松 高 等 学 校	令和 7 年 12 月 17 日
	下 松 工 業 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 17 日
	熊 毛 北 高 等 学 校	令和 7 年 6 月 10 日
	徳 山 高 等 学 校	令和 8 年 1 月 23 日
	新 南 陽 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 17 日
	徳 山 商 工 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 23 日
	南 陽 工 業 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 17 日
	防 府 西 高 等 学 校	令和 7 年 12 月 25 日
	防 府 商 工 高 等 学 校	令和 7 年 6 月 12 日
	山 口 中 央 高 等 学 校	令和 7 年 10 月 17 日
	西 京 高 等 学 校	令和 7 年 6 月 12 日
	山 口 農 業 高 等 学 校	令和 7 年 8 月 6 日
	宇 部 高 等 学 校	令和 7 年 6 月 10 日
	宇 部 中 央 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 15 日
	宇 部 商 業 高 等 学 校	令和 7 年 8 月 6 日
小 野 田 高 等 学 校	令和 7 年 6 月 10 日	
厚 狭 高 等 学 校	令和 8 年 1 月 13 日	
小 野 田 工 業 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 15 日	
美 祢 青 嶺 高 等 学 校	令和 7 年 6 月 5 日	

	田部高等学校	令和7年6月11日
	豊浦高等学校	令和8年1月23日
	下関西高等学校	令和7年7月1日
	下関南高等学校	令和7年7月1日
	大津緑洋高等学校	令和7年6月5日
	萩高等学校	令和8年1月14日
	萩商工高等学校	令和7年7月31日
	山口松風館高等学校	令和7年10月17日
	下関中等教育学校	令和7年10月9日
	下関南総合支援学校	令和7年6月11日
	山口南総合支援学校	令和7年6月12日
	岩国総合支援学校	令和8年1月23日
	徳山総合支援学校	令和7年7月23日
警察本部	警察本部会計課	令和7年9月1日
	岩国警察署	令和7年12月19日
	下松警察署	令和7年6月10日
	周南警察署	令和8年1月23日
	山口警察署	令和7年6月12日
	山陽小野田警察署	令和8年1月13日
	小串警察署	令和7年8月8日
	美祢警察署	令和7年6月12日
	下関警察署	令和7年6月11日
	長府警察署	令和7年10月9日
企業局	企業局	令和7年7月9日

2 書面監査

名称		実施年月日
部局	課・廨	
総務部	学事文書課	令和7年12月11日
	防災危機管理課	令和7年10月7日
	消防保安課	令和7年10月7日
	岩国県税事務所	令和7年10月17日
	宇部県税事務所	令和7年12月11日
	下関県税事務所	令和7年10月29日
	萩県税事務所	令和7年10月29日
	消防学校	令和7年12月11日

総合企画部	統計分析課	令和7年7月29日
	中山間・地域振興課	令和7年8月21日
	デジタル政策課	令和7年11月13日
	デジタル・ガバメント推進課	令和7年9月12日
	東京事務所	令和7年10月7日
	岩国県民局	令和7年10月7日
	宇部県民局	令和7年12月11日
	下関県民局	令和7年12月11日
	萩県民局	令和7年12月11日
環境生活部	環境政策課	令和7年7月29日
	生活衛生課	令和7年12月11日
	自然保護課	令和7年8月21日
	動物愛護センター	令和7年11月13日
健康福祉部	医療政策課	令和7年9月12日
	医務保険課	令和7年10月7日
	健康増進課	令和7年10月7日
	障害者支援課	令和7年11月28日
	周南健康福祉センター	令和7年12月11日
	山口健康福祉センター	令和7年12月11日
	宇部健康福祉センター	令和7年12月24日
	長門健康福祉センター	令和7年12月24日
	萩健康福祉センター	令和7年12月11日
	環境保健センター	令和7年12月11日
	福祉総合相談支援センター	令和7年12月24日
	周南児童相談所	令和7年12月11日
下関児童相談所	令和7年12月11日	
産業労働部	イノベーション推進課	令和7年9月12日
	企業立地推進課	令和7年11月28日
	労働政策課	令和7年7月29日
	産業人材課	令和7年8月21日
	東部高等産業技術学校	令和7年5月28日
	西部高等産業技術学校	令和7年7月7日
観光スポーツ文化部	国際課	令和7年8月21日
	スポーツ推進課	令和7年11月13日
	文化振興課	令和7年11月28日
	美術館	令和7年7月7日

農 林 水 産 部	ぶちうまやまぐち推進課	令和 7 年 9 月 12 日
	農 業 振 興 課	令和 7 年 8 月 27 日
	畜 産 振 興 課	令和 7 年 11 月 28 日
	森 林 企 画 課	令和 7 年 11 月 13 日
	森 林 整 備 課	令和 7 年 8 月 27 日
	美祢農林水産事務所	令和 7 年 12 月 11 日
	長門農林水産事務所	令和 7 年 10 月 17 日
	萩農林水産事務所	令和 7 年 12 月 24 日
	下 関 農 林 事 務 所	令和 7 年 10 月 29 日
土 木 建 築 部	道 路 整 備 課	令和 7 年 11 月 28 日
	砂 防 課	令和 7 年 9 月 12 日
	建 築 指 導 課	令和 7 年 11 月 13 日
	住 宅 課	令和 7 年 8 月 21 日
	岩国土木建築事務所	令和 7 年 10 月 7 日
	周南土木建築事務所	令和 7 年 12 月 24 日
	宇部土木建築事務所	令和 7 年 11 月 28 日
	長門土木建築事務所	令和 7 年 11 月 28 日
	萩土木建築事務所	令和 7 年 10 月 7 日
	宇部港湾管理事務所	令和 7 年 12 月 24 日
	菅野・平瀬ダム統合管理事務所	令和 7 年 11 月 13 日
	人事委員会事務局	
教 育 庁	山 口 図 書 館	令和 7 年 7 月 7 日
	山 口 博 物 館	令和 7 年 7 月 7 日
	文 書 館	令和 7 年 7 月 29 日
	岩 国 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 28 日
	高 森 高 等 学 校	令和 7 年 8 月 21 日
	田布施農工高等学校	令和 7 年 5 月 13 日
	華 陵 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 28 日
	防 府 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 29 日
	山 口 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 28 日
	宇 部 西 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 13 日
	宇 部 工 業 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 29 日
	長 府 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 28 日
	下 関 北 高 等 学 校	令和 7 年 7 月 7 日
	下 関 工 科 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 13 日
	下 関 双 葉 高 等 学 校	令和 7 年 5 月 28 日

	田布施総合支援学校	令和7年7月7日
	周南総合支援学校	令和7年5月28日
	防府総合支援学校	令和7年5月28日
	山口総合支援学校	令和7年5月28日
	宇部総合支援学校	令和7年7月7日
	下関総合支援学校	令和7年10月29日
	豊浦総合支援学校	令和7年5月28日
	萩総合支援学校	令和7年8月21日
警察本部	柳井警察署	令和7年7月29日
	光警察署	令和7年7月7日
	防府警察署	令和7年5月28日
	山口南警察署	令和7年9月12日
	宇部警察署	令和7年7月7日
	長門警察署	令和7年7月7日
	萩警察署	令和7年10月17日